

公益社団法人 北九州市障害者相談支援事業協会

令和6年度 事業報告

I. 今年度の主な取り組み

令和6年度においては、相談支援業務を中心として、自立支援協議会運営業務、地域生活支援拠点整備事業、居住サポート事業、障害者虐待防止センター業務、触法障害者支援業務、小児慢性特定疾病支援業務などについて、各業務間相互の関連性を重視し、総合的に推進してきた。その推進にあたっては、スタッフ一人ひとりの人格、専門職倫理、職務遂行能力の開発や育成が不可欠であるため、これらの点を最重要課題として掲げ、責任者会議、スタッフ会議、相談員ミーティングなどで周知しつつ取り組んできた。

特に、新規事業として、自立支援協議会における「地域生活関係者交流会」の枠組みを活用し、設置した「障害児支援多職種交流会」では、3度の開催により、これまでの地域課題であった障害児に関わる専門職の情報共有と交流の場づくりに大きく貢献したといえる。

もう一つ挙げていた新規事業である「社会生活力を高めるための支援」については、巣立ちプロジェクトで進めている事業との連携等を検討し始めたところである。

そのような状況の中で、北九州市より下記の3事業を受託し、着実に当該事業を進めていった。

II. 受託事業

1. 北九州市障害者基幹相談支援センター運営業務
(北九州市障害者相談支援業務・北九州市障害者虐待防止センター・北九州市障害者居住サポート業務・地域生活拠点等整備事業・触法障害者支援業務)
2. 北九州市障害者自立支援協議会運営業務
3. 北九州市小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

III. 北九州市障害者相談支援業務 【公1事業】

1. 件数
 - 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援を10,062件実施した。
2. 相談内容
 - 相談内容としては、障害福祉サービスの利用等に関する支援や障害や病状・特性に関する生活上の困難さ、就労または就学についての悩み、家族の機能不全に関する事例などが多い。また、当センターが関わる障害者意思決定支援推進事業等で構成される「巣立ちプロジェクトⅢ」に取り組む中で、性に関する相談として障害のある児童に対しての安全な性教育や保護者からの個別相談が増えつつある。
3. 関係機関との連携強化
 - また、子ども総合センターや教育機関などとの連携や役割分担を緊密に行っており、従来にも増して、保健・医療・福祉の各分野の専門性の活用とその連携による課題解決に努めている。
4. 地域の相談支援の質の向上に向けた取組み
 - 相談員の専門性や職種の多様性は、総合支援コーディネーターによる相談支援事業所への助言・指導に加えて、相談支援専門員の初任者の集いやケアマネジメント勉強会などの立ち上げにより、地域の民間事業所への専門的助言や困難事例への直接的支援などにおいても活用されており、地域全体の相談支援の質の向上に貢献している。

5. 今後の課題

- 相談支援事業における今後の課題としては、クライアントの状態像の多様化に対応できる相談員の能力・資質の向上、経験、知識、洞察力に優れた人材の確保、育成を図ること、さらには官民の事業者が相互に各々の活動や事業の内容を学び合い、連携を深めるための交流の場を増やすことなどがあり、今後、自立支援協議会の機能を上手く活かしつつ、これらの課題解決に向けた取組みを進めていきたい。

《相談を受けた支援内容》

(延べ件数)

	者	児
①福祉サービスの利用等に関する支援	3,717	207
②障害や病状の理解に関する支援	2,302	48
③健康・医療に関する支援	750	37
④不安の解消・情緒安定に関する支援	310	4
⑤保育・教育に関する支援	41	27
⑥家族関係・人間関係に関する支援	195	15
⑦家計・経済に関する支援	471	1
⑧生活技術に関する支援	461	13
⑨就労に関する支援	383	27
⑩社会参加・余暇活動に関する支援	29	0
⑪権利擁護に関する支援	125	0
⑫その他	816	83
小計	9,600	462
合計	10,062	

《対象者の主な障害種別》

(実人数)

	者	児
身体障害	73	3
知的障害	186	16
精神障害	233	6
発達障害	11	2
高次脳機能障害	1	0
その他・不明	145	4
小計	649	31
合計	680	

IV 北九州市障害者虐待防止センターとしての業務

1. 対応件数

- 41 件(昨年度 63 件)

2. 障害者虐待防止啓発研修

- 相談支援事業所をはじめとした障害福祉サービス事業所などを主な対象として、コロナ禍以降では数年ぶりに集合形式にて開催した。受付開始時より申し込みが多く、関心の高さが伺えた。今後においても、障害者の権利擁護を念頭に置きながら、臨床現場に即した研修計画を検討していく必要がある。

障害者虐待に関する「受理・届出件数」

	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畠区	市外	不明	合計
行政機関	6	2	5	2	1	6	2	0	0	24
虐待防止センター	0	2	6	0	3	4	0	0	2	17
合計	6	4	11	2	4	10	2	0	2	41

障害者虐待(疑い)件数

養護者による虐待	施設従事者による虐待	使用者による虐待	その他	不明	合計
35	3	0	3	0	41

V 地域生活支援拠点等整備事業 【公1事業】

1. 地域生活支援拠点等整備の取り組み状況

地域生活支援拠点等をモデル的に実施するにあたり、その運営に関わっていただけの事業者を募集した。あらかじめ定めた基本要件を満たす事業所の認定を行い、令和6年6月から地域生活支援拠点等事業所としての運営を開始し、その整備状況について定期的に共有を行った。

◆ 地域生活支援拠点登録事業所数（令和7年3月31日時点）

地域生活支援拠点等事業者 3グループ

事業者名	事業所名	所在地	機能
地域生活支援拠点 Q-ACT	Q-ACT北九州	小倉北区	相談
	ACTホーム北方	小倉北区	緊急受入・体験
	Q-ACTやはた	八幡西区	相談
	ACTホームやはた	八幡西区	緊急受入・体験
地域生活支援拠点 光の子会	ひかり相談支援事業所	門司区	相談
	ホームひかり		緊急受入
	ひかり工芸舎		体験
	たにまち光舎		体験
地域生活支援拠点 八幡西	株式会社ラフラ	八幡西区	相談
	麻生介護サービス株式会社		相談
	株式会社ふらっと		緊急受入・体験
	合同会社サンプロ		その他

2. 地域生活支援拠点等に係る相談の対応実績（令和7年3月31日時点）

(1) 相談件数

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	難病	その他	合計
3	6	3	3	0	0	0	15

(2) 緊急時受け入れの対応件数

受け入れた経緯	件 数
介護者不在	2 件
一時的な分離	0 件
その他	1 件
計	3 件

(3) 緊急時の支援が必要な世帯（要支援者）の把握・登録状況

- 要支援者の把握・登録・計14件

3. 地域生活支援拠点等の運用状況の検証

(1) 地域生活支援拠点等の実施状況の把握

令和6年度分より北九州市障害者基幹相談支援センターが地域生活支援拠点等事業所から実績報告を受けて集約し、それを北九州市障害者自立支援協議会（以下、協議会）に、定期的に報告することとした。

(2) 令和6年度の部会開催状況

	開催日	議題
第1回	令和6年9月25日	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度北九州市障害者自立支援協議会について（組織図、今後のスケジュール案について） 地域生活支援拠点等新規加入等に係る提案書の評価について 地域生活支援拠点等事業者変更関係資料について
第2回	令和6年11月27日	<ul style="list-style-type: none"> 北九州市地域生活支援拠点等に関する整備の進捗状況について 北九州市地域生活支援拠点等の取組状況について
第3回	令和6年12月25日	<ul style="list-style-type: none"> 北九州市地域生活支援拠点等事業者の取り組み状況について 北九州市地域生活支援拠点等登録事業者からの現況報告 地域生活関係者交流会の活動状況について

(3) 地域生活支援拠点等事業所のネットワーク構築

地域生活支援拠点事業者の集まりの場として北九州市障害者自立支援協議会の「地域生活関係者交流会」として、地域生活支援拠点等事業者意見交換会を開催した。

	開催日	議題
第1回	令和6年9月19日	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援拠点事業者の取り組み状況の共有
第2回	令和7年1月18日	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援拠点事業者による相互評価

(4) 地域生活支援拠点事業者の運営実態の検証と効果的な機能の評価

協議会構成員とともに事業者訪問を行った上で、地域生活支援拠点等事業者意見交換会にて地域生活支援拠点事業者による相互評価の取り組みを試行実施し、支援の質向上推進会議にて地域生活支援拠点等の機能・運営状況についての報告を行った。

VI 触法障害者支援業務 【公1事業】

1. 相談内容等

令和6年度は、当センターによる継続的な見守りや支援体制のコーディネートを行ったなどの実数が27名であった。

今年度より延べ相談対応件数の中に、「拘留中の警察署へ面会に行ったが取り調べ等で面会の実施ができなかった」及び「釈放後に本人と手続き等で約束するも、実際に本人と面談できなかったものの、何らかの動きをとった」件数も含めている。加えて、「本人対応のみでなく、家族や支援者と本人の対応について面談、電話連絡を行った」対応件数も含めている。

相談の傾向として、簡易鑑定で初めてIQ値が療育手帳の範疇と判明することや、精神疾患の診断を受けたことで司法関係者からの相談依頼を受けることが多かった。本人も周囲も支援を受けることに慣れていない中で、家族も含めた周囲の関係者の対応が本人にとって不適切な関わりになる場合もあり、本人対応のみではなく周囲への対応も必要としていることがわかる。

2 実績報告

(1) 伴走型支援

(ア) 継続的な見守りと支援体制のコーディネートによる取組

延べ相談対応件数 274件

相談内容	電話・面談	訪問支援	支援会議	計
福祉サービスの利用（就労、住まい）、一般就労 ※1	76	43	5	124
権利擁護 ※2	5	4	0	9
生活面（住まい、健康、医療、金銭面）※3	43	38	7	88
人間関係 ※4	41	12	0	53
合 計	165	97	12	274

（主な相談内容）

※1…住まいの場の調整や受給者証の申請の相談、福祉サービス利用時に関する事業所のやりとり等

※2…手帳取得していない場合の病院受診や治療入院が必要な方への受け入れ先病院を探す相談、金銭問題、生活上の問題について

※3…生活保護の申請、金銭管理、成年後見制度に関する相談、拘留中の調整や司法関係者とのやりとり

※4…対人コミュニケーション問題に関するもの

(イ) 支援内容

	見守り支援 (見守り継続者を含む)	法務省関係機関との連携	就労支援
件数	27 (うち実刑になった者 2件)	1	2 (うち就労成就者 1件)

※ NPO法人PLANETと契約し、触法障害者の就労支援及び雇用の定着を目的とした就労支援アドバイザーとの連携による効果的な取組を実施した。

(2) 理解促進研修・啓発事業

市内の就労系障害福祉サービス事業所を対象として、触法障害者の支援に関する普及啓発及び触法障害者の就労支援の質の向上を図るために北九州市障害者自立支援協議会における「地域生活支援者交流会」を活用した研修会を実施した。

(ア) 触法障害者支援者研修会

開催日	内 容	参加 人数
令和6年8月19日	安定した地域生活と就労支援、司法と福祉の連携	47名

(3) 関係機関との連携ネットワーク構築

認定NPO法人抱樸 主催の「司法と福祉の連携ネットワーク構築に関する研修会」のパネリスト登壇を行い、関係機関との情報共有、連携強化に努めた。

開催日	内 容
令和7年2月18日	司法と福祉の連携ネットワーク構築に関する研修会

3. その他

(1) 関係機関会議等の参加

開催日	内 容
令和7年1月30日	医療観察地域連絡協議会

VII 北九州市障害者居住サポート業務 【公1事業】

1. 概要

今年度の4月以降の年間相談者数は347名で、昨年度の4月以降の年間相談者数382名と比較するとやや減少した。一方で、指定相談支援事業所に対する本事業の周知が進んだことで、指定相談支援事業所が本事業のネットワークを生かし直接的に不動産業者に物件探索を依頼するケースが見られるようになった。このことは、指定相談支援事業所による支援の幅が拡がったものと肯定的に捉えることができる。

このほか、近年では市外、県外からの転入者による居住支援相談が増加傾向にある。このような状況に対応して紹介物件を確保するためには、不動産管理会社や家主等を新規開拓する必要があり、これらの関係者における障害者への理解の啓発に努めた。

今後の更なる課題としては、居住支援と相談支援、生活支援のパッケージ化を進めていくことがあげられる。

2. 事業内容

(1) 入居支援

①新規相談者数	88名	(前年128名)
②相談者総数	347名	(前年382名)
③市営住宅入居審査に必要な単身入居の居住継続支援体制の作成	18名	(前年20名)
④入居決定者	49名	(前年38名)
⑤精神科、リハビリテーション病院等からの入居決定者	3名	(前年4名)
⑥G Hからの入居決定者	6名	(前年1名)
⑦入所施設からの入居決定者	0名	(前年0名)
⑧その他 物件下見同行、賃貸契約同席、関係機関同行、引越し、家具什器等購入支援		

《相談者の障害別内訳》

(延べ人数)

	身体障害	知的障害	精神障害	その他	小計
4月	6	2	19	2	29
5月	8	3	24	1	36
6月	7	3	15	3	28
7月	9	5	16	0	30
8月	7	4	17	1	29
9月	5	5	16	0	26
10月	7	2	22	0	31
11月	8	5	22	3	38
12月	3	6	15	2	26
1月	3	5	14	5	27
2月	2	3	21	2	28
3月	3	3	10	3	19
小計	68	46	211	22	347

(2) 地域の支援体制にかかる調整

①各区役所との調整

保護課、地域包括支援センター、高齢者・障害者相談コーナー、子ども・家庭相談コーナー、いのちをつなぐネットワーク、住宅管理課、市営住宅・市公社住宅相談コーナー、福岡県住宅供給公社、母子寮

②本人、家族、指定相談支援事業所、精神科病院、リハビリテーション病院、総合病院、GH、

通所施設、訪問看護事業所、介護保険関係施設等との調整

③不動産業者、住宅管理会社、家主、家賃保証会社等との調整

Ⅷ 北九州市障害者自立支援協議会運営業務 【公2事業】

1. 新たな組織編制及び機能

協議会は「地域生活支援推進会議」、「支援の質向上推進会議」、「地域生活関係者交流会」及び「事務局」の実施体制とし、保健福祉局障害福祉部と基幹相談支援センターが事務局を務めている。委員は、障害福祉に関連する各分野（学識経験、福祉、医療、教育、就労、当事者・家族等）で構成されている。

2. 活動概要

- 「地域生活支援推進会議」では、市内に居住されている障害のある人やご家族、関係者が区役所、市内の相談支援機関などに相談された支援困難事例などを解決していくために、相談者の相談内容に応じて支援の検討・検証の場として解決すべき項目について協議を行った。
- 「支援の質向上推進会議」では、支援者、事業所等に関する質の向上に資することを目的とした会議体として、市内の福祉、教育等の関係者が定期的、もしくは必要に応じて集まり、協議を行った。

また、これらの会議の他に、「地域生活関係者交流会（以下、交流会）」で指定相談支援事業者等連絡会議、障害児支援多職種交流会などにおいて、情報共有等、様々な活動を行った。

なお、これらについては、全く新しい会議ができたのではなく、これまであった地域のネットワークを基盤に、目的に応じた様々な会議を開催したものである。

令和6年度 地域生活支援推進会議／支援の質向上推進会議 日程

	会議名	内 容
6月	第1回 運営会議	・令和6年度以降の組織体制について①
7月	第2回 運営会議	・令和6年度以降の組織体制について②
8月	第3回 運営会議	・令和6年度以降の組織体制について③
9月	第1回 地域生活支援推進会議 第1回 支援の質向上推進会議	・令和6年度の北九州市障害者自立支援協議会について
10月	第2回 地域生活支援推進会議	・地域における障害者等への支援体制に関する課題の抽出、把握や共有について①
11月	第2回 支援の質向上推進会議 第3回 地域生活支援推進会議	・本市の地域生活支援拠点等整備について ・地域における障害者等への支援体制に関する課題の抽出、把握や共有について②
12月	第3回 支援の質向上推進会議 第4回 地域生活支援推進会議	・地域生活支援拠点等事業者からの現状報告 ・地域における障害者等への支援体制に関する課題の抽出、把握や共有について③
1月	支援の質向上推進会議 第1回 日中支援型グループホーム WG	・事業運営等の点検・評価について (日中支援型グループホームについて)
2月	支援の質向上推進会議 第1回 相談支援体制 WG 第5回 地域生活支援推進会議	・相談支援体制について (障害者支援計画における方向性、取組等) ・地域生活支援推進会議の議論 まとめ
3月	第4回 運営会議 自立支援フォーラム	・令和6年度の活動状況について ・令和6年度の活動報告

※令和6年度以降の新体制について検討するため、4月～6月の間は障害福祉部と基幹相談支援センターで組織体制について協議を行った。

令和6年度 地域生活関係者交流会 日程

	会議名
6月	第1回強度行動障害事例検討会
8月	第1回障害児支援多職種交流会
9月	第1回地域生活支援拠点等事業者意見交換会、
10月	第1回指定相談支援事業者等連絡会議、第1回ケースマネージメント勉強会、 第2回強度行動障害事例検討会
11月	第2回障害児支援多職種交流会、第2回ケースマネージメント勉強会
12月	第3回ケースマネージメント勉強会
1月	第1回就労支援検討会、第4回ケースマネージメント勉強会
2月	第2回地域生活支援拠点等事業者意見交換会、 第2回指定相談支援事業者等連絡会議、第5回ケースマネージメント勉強会
3月	自立支援フォーラム、第3回障害児支援多職種交流会、 第6回ケースマネージメント勉強会

※令和6年度以降の新体制について検討したため、今年度は9月より新たな組織体制で活動を行った。地域生活関係者交流会についても前年度までの地域生活支援者交流会の取組より移行して実施している。

IX 北九州市小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 【公1事業】

1. 個別相談支援事業

(1) 慢性疾病児童等の自立に向けた多様な方法での相談支援

・延べ件数

電話	109
来所面接	15
訪問	9
メール・SNS	35
出張相談	11
その他 (カンファレンス等)	14
合計	193

・児童内訳

就学前	45%
小中学生	38%
高校	8%
その他	9%

(2) 医療機関での出張相談

- ・昨年度に引き続き、市立八幡病院、産業医科大学病院、JCHO 九州病院で実施。
- ・令和6年8月より、国立病院機構小倉医療センターでの実施再開。
- ・計4病院に拡大 年間44回開設(ただし、予約がない場合は開設を見送った日もあり)
- ・相談件数： 3件

(3) 区役所での巡回相談

- ・小児慢性特定疾病医療受給者証の更新時期に合わせ相談窓口設置。
- ・開設時期： 7月下旬～8月中旬 全7区 計10回開催
- ・相談件数： 2件

(4) 退院前カンファレンス

- ・国立小倉医療センターを退院する小慢ケースについて、多職種で退院後の生活、幼稚園での生活等について関係者で情報共有した。

回数： 1回 12月 3日

2. 患児家族交流会

福岡県難病支援センター、久留米市保健所健康推進課難病・在宅医療チームと連携し、年1回実施。小児慢性特定疾病患児とその家族の情報共有や交流の場を設けた。今年度も11月22日、オンラインにて開催。自立支援員は、当日は九大病院に集まり協働で運営を行った。その他、対象者への周知、参加者へのフォローを行った。6名の参加者のうち、1名は北九州在住者であった。本交流会の機に、個別のピア交流へつながった。

3. 患者会・家族会・関係団体と連携

今年度は、患者会・家族会・関係団体との連携の強化に努めた。関係機関を実際に訪問や面談をさせていただくことで、顔の見える連携に重点を置き、活動を広げた。

その他、相談者に対し、紹介できる関係機関について問い合わせの上実態を確認したのに紹介をさせていただくなど、丁寧に対応を行ってきた。実際の事例を通し、関係機関との連携強化にもつながった。

がんの子どもを守る会九州北支部、にこスマ九州、全国心臓病の子どもを守る会福岡県支部、全国膠原病友の会福岡支部、北九州市医療的ケア児患者会つなぐ、先天性ミオパチーの会、日本筋ジストロフィー協会福岡県支部、短腸症候群の会、福岡IBD友の会、北九州あゆみの会、難病支援研究会、福岡県難病団体連絡会の他、北九州市教育委員会、北九州市社会福祉協議会、下関市健康推進課(順不同)

4. 実態把握（新規）

今年度から、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の任意事業が努力義務事業となった事や小児慢性疾患児童等を取り巻く実情や地域のニーズ把握を目的に、生の声の収集に努めた。

- (1) 7区保育所コンシェルジュ・保育所担当職員（5月下旬から6月下旬まで）
- (2) 3保育所所長（7月22日・24日）
- (3) 障害児保護者（北九州あゆみの会）（9月13日）
- (4) 7区役所小慢・保育所担当職員（12月下旬）
- (5) 放課後等デイサービス事業所管理者（2月下旬）

5. 広報啓発

- (1) ホームページ、SNS、広報用チラシ等を利用して事業について広報・周知

Instagram 投稿件数： 22件 （昨年度投稿件数 12件）

フォロワー数 166 最高閲覧回数：区役所巡回相談会のお知らせ 308アカウント

- (2) ゴールドリボンづくり in 小倉南区子どもまつりへの出展（新規）

小児がんを含む小児慢性疾患についての周知・理解促進の目的で、気軽に自立支援員に相談できる機会として、ゴールドリボンのワークショップブース、周知のためのポスター展示を行い、理解促進に努めた。

ブース来訪者200名 個別相談 1名

6. 福岡県内4自治体（北九州市、福岡市、久留米市、福岡県）自立支援員定例会

県内の自立支援員、県医療的ケア児支援センターの医療的ケア児等コーディネーターらと事業や制度等について情報交換や意見交換を目的として、九州大学病院内・福岡県難病相談支援センターにおいて開催され、出席した。

隔月 14:00～16:00 計6回

7. 障害児支援者多職種研修会（新規）

基幹相談支援センターの自立支援協議会のなかにおいて、障害児に関する相談等を対象として福祉、教育、医療の関係機関と対等な立場での交流し、顔の見える連携を目指し、障害児支援多職種交流会に運営スタッフとして参加した。

年間 3回

8. 所外の研修参加

自立支援事業の実際の展開へと活かすため、「自立支援員研修会（基礎）」「総合療育センター交流セミナー」、「難病のある人の就労支援者向け研修会」、「小児等在宅医療推進事業多職種研修会」、「令和6年度成果報告会」等の研修への参加。

X 間接業務

1. 社会貢献

- ・特別支援学校生徒等の見学の受け入れを行った。

2回（北九州高等学園：29名 北九州中央高等学園：26名）

2. 実務業務における危機管理

(1)防火管理

ウェルとばた、東部障害者福祉社会館との共同防火管理体制による活動を実施した。

(2)職員による障害者虐待の防止対策

法人の虐待防止委員会の開催、虐待防止研修を実施（令和7年2月14日）

(3)苦情対応等対策

苦情解決責任者、苦情受付担当者を配置して対応に当たった。（苦情件数 0件）

VI 管理業務

1. 法人事務局

(1) 事業管理

- ア. 受託事業の適正かつ円滑な実施のため、責任者会議において業務執行内容の決定及びその進捗状況の確認を行うとともに、必要に応じて管理職間の情報共有を図った。
- イ. ガバナンス検討委員会等の提言を受けて、理事会で当協会の経営体制や当該退職金に対する取扱い等が検討されてきた。その中で、法人の継続的安定性の確保及び業務遂行の適正化を図るため、社員と理事を明確に分けることが示されたことを受けて当該規定を盛り込んだ定款の変更を行い、社員の新規受入れと理事の改選を行うとともに、監事を1名増員して監査体制を充実させた。

2. 理事会・社員総会

(1) 理事会の開催（年6回）

- 第1回 令和6年4月18日
- 第2回 令和6年6月 5日
- 第3回 令和6年6月24日
- 第4回 令和6年8月28日
- 第5回 令和7年1月29日
- 第6回 令和7年3月 5日

(2) 社員総会の開催（年2回）

- 第1回 令和6年6月20日
- 第2回 令和7年3月24日（書面開催）

3. 人事・労務

(1) 評価、処遇

- ア. 令和6年度から相談支援員に対する人事評価を、相談員の心理的安全性の確保、組織への信頼感と帰属意識の向上、相談支援業務の向上を推進するためノーレイティング評価に変更した。それに伴い、従来のレイティング評価による人事評価及び自己申告制度は廃止した。
- イ. 適正な相談支援員の配置や処遇について検討し、職員の処遇改善を図るため、定期昇給を行うことなどを盛り込んだ給与規程の改正を行った。

(2) 労務管理

- ア. 働きやすい職場環境を作るため、職場内の整理・整頓を行い環境整備に努めた。
- イ. 円滑な業務遂行を行えるよう、手続き・様式等に関する服務等に関する各種の見直しを行った。

4. 経理

- ア. 令和5年度から会計処理の適正化を図るため公認会計士と顧問契約を結び、財務処理に関する助言・指導を受けるなど会計処理全般の改善を行っていたが、当法人が消費税の課税事業者であることが判明したことに伴い、消費税の支払いに向けて会計処理の更なる強化が必要となり、令和6年度からは従来の顧問契約に加えて消費税の計算等も含めた顧問契約を行った。
- イ. 受託事業の実施にあたり、経費節減に努めるとともに適正な予算執行を行い、健全な法人運営に努めた。

5. 車両（公用車）管理

- (1) 安全運転管理者を配置し安全運転、車両全般に関わる業務を担って事故防止に努めた。
- (2) 定期点検等、公用車の整備を適切に行った。

6. 職員の定着と人材育成

人材育成強化のため、外部研修への参加を積極的に進めた。

《外部研修》

研修名	参加人数
令和6年度 高齢者・障害者相談コーナー等新任職員研修会	2名
精神保健福祉基礎研修	1名
アバター個別相談実践セミナー	1名
安全運転管理者等講習	1名
福岡県相談支援従事者現認研修	1名
福岡県相談支援従事者初任者研修 後期A日程	1名
福岡県相談支援従事者初任者研修 後期B日程	1名
令和6年度巣立ちプロジェクト意思決定支援養成講座	1名
令和6年度巣立ちプロジェクト意思決定支援フォローアップ	1名

7. その他

(1) 不適正に支給した退職金への対応について

福岡県や北九州市、ガバナンス検討委員会等からの提言を受けて、当協会理事会で今後の方針を協議し決定した。その方針を受けて、不適正に支給された退職金を受領した退職者を対象に説明会を開催し、当協会の経営責任について謝罪するとともに、丁寧に経緯や状況の説明を行い返還に向けての協力を依頼した。

また、当法人の監督官庁である福岡県に報告したところ、福岡県からは任意調査を受けた。その後、福岡県公益認定等審議会からの報告要求があり、令和6年9月30日付で報告書を提出したところ10月22日開催の審議会において報告され、当協会に対する処分等が審議された。その結果、今後は当法人に対して監督官庁である福岡県が指導・監視を行うことになった。

さらに、当法人の実施するすべての業務の委託元である北九州市からは、当該退職金の返還が求められており、今年度は返還を合意した700万円を返還した。令和7年度以降は、市と当協会で年度ごとに返還額と返還方法を決定し、返還していくことになった。

(2) 消費税の支払いについて

令和5年10月4日付の厚生労働省通知により、当法人が北九州市から受託している事業は非課税の社会福祉事業に該当しないことが判明したため、令和5年度から税務申告を行い消費税を納付しているが、消滅時効にからなかった平成30年度～令和4年度分については、本税に加えて延滞税及び無申告加算税を、特定費用準備資金の目的外使用及び退職給付引当金の不用額の取崩しに加えて、北九州市からの補助金を活用して令和6年度に納付した。